

(2) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

自己を見つめ、相手の気持ちや立場を考え、正しいことを進んで行うことのできる子どもを育てるために、道徳教育の充実に努めます。特に、「生命尊重」「思いやり」等を重点的に取り上げ、生命や人権を大切にすることを育てます。

(3) 全ての教育活動を通じた指導（自己指導能力の育成）

本校の教育活動全体を通じて、以下の３点に留意した指導を充実します。

- ①自分は大切な存在であると感じることができる。
- ②仲間を大切にすることをもち、その考えを実行しようとするすることができる。
- ③自分の考えをしっかりともち、その考えを実行しようとするすることができる。

(4) インターネットによるいじめの防止

スマートフォンや通信型ゲーム機、タブレット端末などによる書き込み（悪口など）や無断で写した画像で、相手の心を傷つけるようないじめが心配されます。学校では、こうした通信機器の正しい使い方について、児童への指導や教職員の研修はもとより、保護者にも懇談会や研修会において、啓発活動を進めていきます。

(5) 人権に関わる授業の実施

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識をもてるような授業を実施します。具体的な事例を通して、いじめの定義やいじめになり得る言動等を発達段階に応じて指導します。また、「特別の教科道徳」の中で「相互理解、寛容」等の項目に重点を置いた授業でも取り扱います。

3 いじめの早期発見・早期対応

いじめを早期に発見し対応するために、次のことを行います。

- ・年間３回（６月、１１月、２月）の心のアンケート（無記名式）を行い、子どもたちの悩みや不安について調査します。
- ・アンケート結果をもとに、学級担任が個別に相談する時間（教育相談週間）を設けます。
- ・アンケート調査の他にも全職員が普段の様子を観察したり、声かけをしたりして、一人一人の児童のわずかなサインも見逃さないように努めます。
- ・いじめの事実が確認された場合は、全ての教職員で事実と指導内容を共通理解し、解決に努めます。
- ・いじめ問題に関する教職員の校内研修を実施します。

4 いじめの未然防止・対策委員会の設置

「法」の第２２条に、「学校は、いじめの防止に関する措置を実効的に行うため、教職員や心理・福祉などの専門家や関係者により構成される組織を置く」ことが定められています。これを受けて学校では、以下の委員により構成される「いじめ防止対策委員会」を設置しています。